

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	札幌芸術の森野外美術館作品点検等業務（ブロンズ像4体）
発注課	市民文化局文化部文化振興課
選定事業者	株式会社SDアート
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 札幌芸術の森野外美術館の彫刻作品については、令和3年度に現況調査業務を実施し、各作品の劣化度合を確認した。そのうち「ベエが行く(掛井五郎作)」、「風と舞う日(峯田敏郎作)」、「ユカタンの女(細川宗英作)」、「彩霞灯(一色邦彦作)」のブロンズ像4体については、特に劣化が進んでいることが判明し、修繕等の対応に向けて札幌芸術の森と協議を行っていた。 本業務は、劣化部分の点検及び補強を行うためのものである。 彫刻作品には「著作権者人格権」の中に「同一性保持権（著作権者の意に反して著作物や題号を改変・切除されない権利）」がある。 当該事業者は過去に複数回対象作品の現況調査や修繕を受託していることから、事業者の中で最も対象作品の機構を熟知しており、かつ修繕方法のノウハウも保有しているため、当該事業者に対象作品の修繕が行われることが望ましいとして、著作権者より許可書が発行されている。 以上により、当該事業者は著作権者の意向を十分に反映させながら本業務を実施することができる唯一の業者であるため、随意契約を締結することとしたい。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号